

国民健康保険からのお知らせ

■国保の加入・脱退の届出

健康保険などの加入・脱退をしたときは、加入・脱退した後、14日以内に必ず届出をしてください。

【届出に必要なもの】

▷加入するとき（退職や任意継続の保険が切れた、健康保険の被扶養者から外れたなど、ほかの保険を脱退した場合）：健康保険資格喪失証明書、届出人の本人確認ができるもの（運転免許証など）、印かん

▷脱退するとき（就職や健康保険被扶養者になるなど、新たな保険証ができた場合）：保険証、新しい保険証、印かん

※届出が遅れると保険料をさかのぼって納めたり、必要のない保険料を納めてしまう場合があります。

■高額療養費制度

1ヵ月（月の1日から末日まで）にかかった医療費の一部負担金が自己負担限度額を超えたとき、申請して認められると差額分が後から支給される制度です。対象者には、診療月の翌々月下旬にハガキが届きます。

※診療内容の審査などにより遅れる場合があります。

■学生の遠隔地被保険者証

現在、国保に加入している人で、進学して住所変更する人または卒業・退学する人は、学生の遠隔地被保険者証（㊟保険証）の届出をしてください。

【届出に必要なもの】

▷進学して住所変更する人：保険証、在学証明書（入学前の場合は合格通知書など。入学後に在学証明書を提出してください）、印かん

▷卒業・退学する人：㊟保険証、新しい保険証（ある場合のみ。コピー可）、印かん

※代理人が届出する場合は、本人の住所が分かるものを持参してください。

【各提出・問合せ先】市民課☎24-1111または各支所市民保険係

また、お知らせが届くまでは手続きはできません。診療月の翌月1日から2年を経過すると時効のため申請できなくなります。

【申請に必要なもの】お知らせのハガキ、領収書、世帯主の振込口座が分かるもの（漁協は除く）、印かん

【提出・問合せ先】保険健康課保険業務係☎24-1111内線2134・2180または各支所市民保険係

■それぞれの提出にはマイナンバーが必要です

「通知カードと運転免許証などの本人確認書類」または「個人番号カード」を持参してください。

ただし、別世帯の人からの届出などについては、代理権を証明するもの（委任状など）および「運転免許証などの本人確認書類」が必要です。

公用封筒・水道メーター検針票に掲載する有料広告募集

自主財源の確保と地域経済の活性化を目的に、有料広告を掲載する企業、団体などを募集します。申込書、募集要項などは市・水道局ホームページからダウンロードできます。詳しくは、お問い合わせください。

■国民健康保険被保険者証など発送用公用封筒

【発送件数】約16,000件

【発送時期】7月中旬発送、以降、随時使用

【掲載期間】1年間

【募集期間】

3月1日(水)～4月7日(金)午後5時まで

【掲載料】最低価格1枠：2万円

【提出・問合せ先】

保険健康課保険業務係

☎内線2180

【広告の規格】定型封筒（縦110mm×横236mm）の裏面に1～4枠の白黒印刷

（掲載位置）



▷1枠：縦4cm×横7cm

▷2枠：縦8cm×横7cm

▷4枠：縦8cm×横14cm

■水道メーター検針票

【発行件数】約21万枚（検針数により変動する場合があります）

【掲載期間】9月～平成30年6月まで

【募集期間】

3月15日(水)～4月12日(水)午後5時まで

【掲載料】1枠：5万円

【提出・問合せ先】

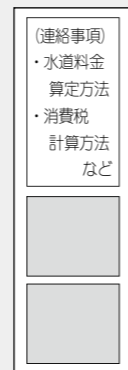
水道局業務課庶務係

☎内線4238

【広告の規格】（掲載位置）

水道メーター検針票（縦200mm×横80mm）の裏面に2枠の単色印刷

▷1枠：縦5cm×横6.5cm



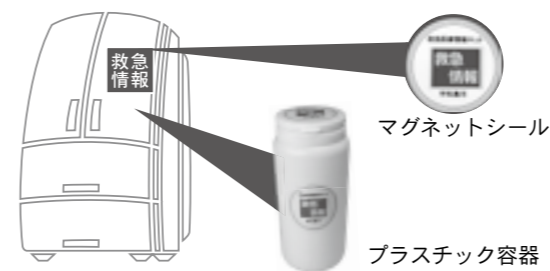
災害時要援護者台帳に登録しましょう

市では、災害時に特に配慮を要する人の安否確認や避難支援に役立てるため、災害時要援護者台帳への登録を勧めています。地域の人や知り合いで、まだ登録していない人がいましたら、ぜひ登録を勧めてください。

■台帳に登録すると

登録者には、救急医療情報キット（プラスチック容器・マグネットシール）が配布されます。

プラスチック容器の中に、登録者の情報（緊急連絡先、かかりつけ医や持病などの医療情報、薬剤情報など）をまとめて入れて、日ごろから冷蔵庫に入れておきましょう。冷蔵庫には、目印のマグネットシールを貼ることで救急時・災害時に発見者が素早い対応をとることができます。



■日ごろからの備えが重要です

災害時には、支援する人も被災者となる場合があります。まず、耐震対策・食料の備蓄といった事前準備や、地域の人と話し合っておくなど、日ごろからの備えを怠らないでください。

春季全国火災予防運動 3月1日(水)～7日(火)

平成28年中に発生した火災は、昭和54年の広域消防発足以降最少の27件でした。今後とも火の取り扱いには十分注意して、火災のない安全な街づくりをしましょう。

■全国统一防火標語

「消しましょう その火その時 その場所で」

これからの季節は火災が多発する時期です。火災の発生を防止し、高齢者などを中心とする死者を出さないために、また財産を守ることを目的として全国一斉に春季全国火災予防運動を実施します。

■重点目標

- ①住宅防火対策の推進
- ②放火火災・連続放火火災防止対策の推進
- ③特定防火対象物などにおける防火安全対策の徹底
- ④製品火災の発生防止に向けた取組の推進
- ⑤多数の観客などが参加する行事に対する火災予防指導などの徹底
- ⑥林野火災予防対策の推進

■登録できる人（要配慮者）

次のいずれかに該当する人

▷要介護度1～5の人

▷重度心身障害者医療費受給者証を所持する人

▷独居の65歳以上の人

▷妊産婦・乳幼児・外国人などのうち自力での避難が困難な人

※施設に入所している場合を除きます。

■登録までの流れ

- ①申請窓口で申請書を受け取る。申請書は、市ホームページからもダウンロードできます。
 - ②申請書に必要な事項を記入し、申請窓口へ提出してください。本人の承諾があれば、代理人が申請することもできます。
 - ③受付後、申請書のコピーと救急医療情報キットを渡します。
- ※すでに登録している人は、再登録の必要はありません。

【申請先】福祉課・高齢者福祉課・保険健康課・各支所福祉環境係

【問合せ先】福祉課援護福祉係☎内線2152

高齢者福祉課高齢者福祉係☎内線2118

